

## 総論 新型インフルエンザ等患者の発生状況に応じた対応概要

### 1 はじめに

新型インフルエンザ等発生時の対応は、その発生段階により、様々な状況が考えられるが、多くの場合、海外で新型インフルエンザ等が発生し、帰国者・接触者外来または、一般医療機関から健康福祉センター（保健所）への発生国からの帰国者又は患者との接触者に関する相談、あるいは感染を危惧する患者等の濃厚接触者などからの健康福祉センター（保健所）への相談などから県内初の患者が発見されることが想定される。

以下に、海外発生期から小康期までの関係機関の対応について、その概要を示す。各対応の詳細については、各論を参照すること。

### 2 海外発生期

#### (1) 健康福祉センター（保健所）の対応

##### 1) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置（第2章2-(6)参照）

千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）の指示により、新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、県民からの一般的な相談に対応する。

このとき、感染症担当職員などに負担がかからないように考慮するとともに、各市町村に対し、新型インフルエンザ等対策相談窓口の設置及び住民への周知を要請する。

##### 2) 県職員に対する特定接種の実施（第4章参照）

政府対策本部が特定接種の実施を決定した場合は、管内の県職員（接種対象者）に対し接種を実施する。

##### 3) 帰国者・接触者外来の設置確認及び帰国者・接触者相談センターの設置（第5章3-(1)-1)-②参照）

県対策本部の指示により、対象医療機関における帰国者・接触者外来（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者等を対象とした外来）の設置を確認し県対策本部へ報告する。また、新型インフルエンザ等相談窓口内に帰国者・接触者相談センター（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者等を対象とした相談センター）を設置するとともに県民に帰国者・接触者相談センターの設置及びその対象者を周知する。

##### 4) 一般医療機関から相談があった場合（第5章3-(1)-1)-④参照）

① 発生国からの帰国者又は患者との濃厚接触者であって、国の示す症例定義に該当する（以下「要観察例」という。）ことを医師（又は患者）に確認す

- る。
- ② 症例定義に合致することを確認した時は、医師と以下の対応について調整する。
    - ア 直ちに、要観察例にマスクを着用させ、別の部屋等で待機させる。
    - イ 要観察例と待合室を共有した者、個人防御をせずに要観察例と接触した医療スタッフ等の名簿を作成する。
    - ウ 感染症指定医療機関と受診に関し直ちに調整する旨を連絡する。
  - ③ 感染症指定医療機関と要観察例の受診について以下のことを調整する。
    - ア 受診時間
    - イ 受診する場合の手順（入り口、患者到着時の連絡等）
    - ウ 検体の採取
  - ④ 要観察例が待機する医療機関の医師に、感染症指定医療機関との調整事項および搬送方法を連絡する。
    - ア 受診時間
    - イ 受診する場合の手順（入り口、患者到着時の連絡等）
    - ウ 要観察例に対し指定医療機関へ自家用車で受診するよう指導をする。
    - エ 要観察例が自家用車で移動できない場合には、原則として健康福祉センター（保健所）が搬送する。
  - ⑤ 県庁疾病対策課へ電話連絡を入れるとともに、「新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む）情報（様式1）」をFAXする。
  - ⑥ 健康福祉センター（保健所）職員は直ちに感染症指定医療機関に向かう（以下のものを持参）。
    - ア 検体搬送用容器
    - イ 個人防御用資材（N95 マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン、消毒用アルコール等）
    - ウ 各種調査票（様式1～様式5、7）
  - ⑦ 感染症指定医療機関にて採取した検査用検体及び「新型インフルエンザ等要観察例検査票（様式5）」を直ちに県衛生研究所に搬送する。
  - ⑧ 要観察例に対し、健康福祉センター（保健所）職員は、感染症指定医療機関の医師と協力して、以下の説明、調査等を行う。
    - ア 検査結果が出るまでの間の入院勧奨の説明。
    - イ 検査の結果疑似症患者となった場合には入院勧告となる旨の説明。
    - ウ 要観察例の行動調査（感染源調査を含む）
    - エ 要観察例の行動調査に基づき接触者のリストアップを行い、接触の程度により調査の順位を決める。
  - ⑨ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬対象者のリストアップを行うとともに、予防投薬用に抗インフルエンザウイルス薬の授受について薬務課と調整する。

⑩ 県衛生研究所による検査結果を、感染症指定医療機関等、県庁疾病対策課に連絡し、その結果により以下の対応を行う。

ア 検査結果が新型インフルエンザ等陰性となった時は、入院の勧奨を取り消す。

イ 検査結果が新型インフルエンザ等陽性となり、疑似症患者となった場合は、次の対応を行う。

(ア) 感染症指定医療機関へ連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく届出の提出を依頼する。

(イ) 感染症法に基づく届出を受理した時は、感染症法に基づいた対応を行う。

(ウ) 疑似症患者が最初に受診した医療機関に対し、接触者のリストの提出を依頼する。

(エ) 疑似症患者との接触者について、調査順位に従い以下の対応を行う。

- ・「濃厚接触者調査個人票（様式 6）」を用いた積極的疫学調査。
- ・「新型インフルエンザ等濃厚接触者体温記録用紙（様式 8）」への体温記録の記載と毎日の健康福祉センター（保健所）への連絡について指導。
- ・外出の自粛及びマスクの着用など、日常生活上の指導。
- ・発熱など症状が発現した時の健康福祉センター（保健所）への連絡の指導。

(オ) 濃厚接触者については（エ）に加え、必要に応じ、同意書（様式 9-1、9-2）により同意を得た上で抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬（原則として健康福祉センター（保健所）医師が行う）と内服実施状況の把握を行う。

(カ) 患者（疑似症患者を含む）発生を直ちに県庁疾病対策課へ報告し、その報告を受けた県対策本部の指示により、管轄の市町村、地区医師会、入院協力医療機関等の関係機関に対し、情報提供するとともに、標準予防策の徹底を図るよう指導する。

また、患者の家族や関係者に対し、患者の飛沫等が付着していると思われる箇所の消毒等の指導を行う。（政府ガイドライン（参考）220 ページ参照）

(キ) 入院患者の転帰について、入院医療機関を管轄する健康福祉センター（保健所）は入院医療機関から報告を求め、県庁疾病対策課及び当該患者の居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）に報告する。

(ク) 県対策本部長から各市町村や関係機関に対し、休校、集会の自粛、外出の自粛等の行動制限の要請があった場合、連携・調整等を行う。

5) 発生国からの帰国者や患者との接触者であって感染を危惧する県民から相談があった場合

- ① 要観察例に該当することを症例定義に従い確認する。
- ② 新型インフルエンザ等の症例定義に合致することを確認した場合
  - ア 「新型インフルエンザ等患者（疑似症患者、要観察例を含む）情報（様式1）」に必要事項を記載する。
  - イ 要観察例に対し、マスクの着用、他の人との接触を避け現在いるところで待機するよう指示。
- ③ 感染症指定医療機関と要観察例の受診について調整する。
  - ア 受診時間
  - イ 受診する場合の手順（入り口、患者到着時の連絡等）
  - ウ 検体の採取
- ④ 要観察例に対し指定医療機関へ自家用車で受診するよう指導する。要観察例が自家用車で移動できない場合には、原則として健康福祉センター（保健所）が搬送する。
- ⑤ 3) -⑤以降に準じて対応する。

6) 検疫所との連携（第9章3参照）

- ① 県庁疾病対策課から、検疫所の健康監視下にある接触者等について健康状態の経過観察の協力依頼があった場合には、必要に応じて対象者へ連絡し、発熱等の症状が出た時は直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡すること等の必要な指示を行う。
- ② 監視下にある接触者等から、発熱等の症状が出たとの報告があった時は、前項4)と同様に対応する。

(2) 県庁

1) 疾病対策課

- ① 入院勧告に基づく新型インフルエンザ等患者の入院診療を行う感染症指定医療機関や入院協力を依頼している医療機関に情報提供を行うとともに、準備状況を確認する。
- ② 要観察例の発生について健康福祉センター（保健所）から連絡を受けた時は、対応の確認を行う。
- ③ 必要に応じて、衛生研究所と検体搬入の調整を図る。
- ④ 衛生研究所に対し、搬入された時間、検査結果が出る時間等について報告を求める。
- ⑤ 県衛生研究所から新型インフルエンザ等陽性の検査結果を受けた時は、直ちに県対策本部へ報告し、県対策本部の指示により関係機関等に報告する。
- ⑥ 各種サーベイランスを強化する。

- ⑦ 検疫所からの健康監視下にある接触者等の通報を受けて、居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）に対し情報提供と経過観察依頼を行う。

## 2) 健康福祉政策課

- ① 新型インフルエンザ等の発生により、政府対策本部が設置された場合、直ちに、県対策本部を設置するとともに事務局を健康福祉政策課内に設置する。
- ② 事務局設置要領に基づき、健康危機対策室兼務職員を参集するとともに、防災危機管理部危機管理課、報道広報課及び秘書課等へ連絡する。

## 3) 薬務課

- ① 市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の安定供給及び販売先等について、医薬品卸売販売業者と調整を図る。
- ② 健康福祉センター（保健所）で予防投薬を行うための、備蓄抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を整える。

## 4) 県対策本部

- ① 必要に応じ、対策本部会議を開催し情報の共有を図るとともに、必要な対策の確認等を行なう。
- ② 必要に応じて新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、新型インフルエンザ等対策について以下の協議を行う。
  - ・ 政府対策本部の指示により行う、医療従事者や、社会機能維持者等への特定接種について 等
- ③ 県内初めての患者（疑似症患者を含む）が確認された時は、県対策本部会議を開催し、患者（疑似症患者を含む）の発生状況等を報告するとともに、必要に応じて事務局広報班により記者会見を行う。
- ④ 県対策本部事務局情報班は、健康福祉センター（保健所）等の関係機関からの情報収集や情報の発信に関しては一元的に管理する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置を県庁及び健康福祉センター（保健所）に指示するとともに、県医師会、市町村に設置を要請する。また、新型インフルエンザ等発生早期は、職員で対応するが、早期に相談業務を外部委託するなど、健康福祉センター（保健所）に過度の負担がかからないよう調整する。
- ⑥ 帰国者・接触者外来の設置を感染症指定医療機関等に要請するとともに、健康福祉センター（保健所）に帰国者・接触者相談センターの設置を指示する。県医師会、及び市町村等関係機関に帰国者・接触者外来設置について連絡する。
- ⑦ 患者（疑似症患者を含む）発生を受け、予防投薬用抗インフルエンザウイルス薬を必要な健康福祉センター（保健所）への配布を決定する。

- ⑧ 必要に応じ、国に対し、抗インフルエンザウイルス薬の供給依頼を決定する。
- ⑨ 各健康福祉センター（保健所）、県医師会、感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来、入院協力医療機関、市町村等の関係機関に対し次のことを行う。
- ア 患者（疑似症患者を含む）発生の情報提供を行うとともに、標準予防策等の措置の徹底について周知を図るよう指導する。
- イ 健康福祉センター（保健所）及び市町村は、管内の当該医療機関に対し、新型インフルエンザ等の患者が受診した場合に備え感染防御体制の徹底及び感染を危惧する者からの相談に対し、健康福祉センター（保健所）へ相談を行うよう指導する。

### （3）医療機関の対応

#### 1）一般の医療機関における対応（第5章3-(1)-1)-④参照）

- ① 発生国からの帰国者又は患者との接触者を診察した結果、症例定義の症状を有している場合
- ア 直ちにマスクを着用させる。
- イ 他の患者と別の部屋等で待機させ、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡を取り、指示を仰ぐ。
- ウ 健康福祉センター（保健所）の要請に基づき以下の名簿を作成する。
- ・要観察例と待合室を共有した者
  - ・个人防护をせずに要観察例と接触した医療スタッフ等
- ② 健康福祉センター（保健所）から、要観察例が疑似症患者となった旨の連絡があった場合
- ア 健康福祉センター（保健所）の指示に従い、患者（疑似症患者を含む）と待合室を共有した者等の名簿を直ちに提出する。
- イ 健康福祉センター（保健所）の指示に従い、患者（疑似症患者を含む）と个人防护をせずに接触した医療スタッフの濃厚接触者に対し同意を得た上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を検討する。

#### 2）帰国者・接触者外来の対応（第5章3-(1)-1)-①参照）

- ① 个人防护（PPE）
- 診察に当たる医療従事者やスタッフは、PPE（N95 マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン等）を着用し、感染対策を行う。
- ② 要観察例に該当すると判断した場合
- ア 健康福祉センター（保健所）に連絡する。
- イ 感染症指定医療機関への入院勧奨を行う。（感染症指定医療機関でない場合）
- ・入院勧奨に同意した場合には、移動に当たっての自家用車の使用の可否を

確認した上で、健康福祉センター（保健所）と感染症指定医療機関への受診に当たっての注意事項、自家用車の使用ができない場合の搬送方法等に関する調整を行う。

・入院勧奨に同意しない場合には、検査用検体の採取に加え、検査結果が出るまでの間の自宅待機中の注意事項、新型インフルエンザ等陽性となった時には入院勧告措置が講じられること、健康福祉センター（保健所）による行動調査が行われること等について要観察例に伝える。

### 3) 感染症指定医療機関（帰国者・接触者外来の対応を含む）

（第5章 3-(1)-1)-①-ウ(ウ)参照）

① 健康福祉センター（保健所）から要観察例の受診について連絡があった場合には以下のことについて調整する。

ア 要観察例の受診時間

イ 入り口から診療場所までの経路

ウ 患者が医療機関に到着したときの連絡・受診方法 等

② 健康福祉センター（保健所）から連絡のあった要観察例が受診した時は以下のとおりとする。

ア 診察を行う医師等の医療従事者は個人防御をし、診察を行う。

イ 新型インフルエンザの要観察例に該当すると判断した場合には、次の対応を行う。

（ア）直ちに検査用検体を採取し、「新型インフルエンザ等要観察例検査票（様式5）」とともに健康福祉センター（保健所）に渡す。

（イ）要観察例に対し、入院勧奨を行う。入院勧奨に従わない場合は以下のとおりとすること。

・要観察例にマスクを着用させ、家庭内での生活指導を行った上で帰宅させる。

・検査結果から、疑似症患者となった場合には入院勧告となる旨を伝える。

（ウ）健康福祉センター（保健所）職員に協力し、患者の行動調査、接触者のリストアップ等の調査を行う。

③ 要観察例が疑似症患者となった時には、直ちに感染症法に基づく届出を、最寄りの健康福祉センター（保健所）に提出する。

④ 疑似症患者が入院した場合には、医療スタッフや他の患者への感染防御を図る。

⑤ 健康福祉センター（保健所）へ転帰等必要な報告を行う。

⑥ 患者の退院時期を判断する。

### （4）衛生研究所の対応（第5章 3-(1)-2)参照）

1) 国からの技術提供により、検査体制を構築する。また、検査人数を確保す

る。

2) 県庁疾病対策課あるいは健康福祉センター（保健所）から連絡を受けた時は、以下のとおりとする。

- ① 検査用検体の受入時間等の調整を行う。
- ② 直ちに検体受入の準備を行う。
- ③ 健康福祉センター（保健所）職員から検体を受領し、検査を開始する。

3) 検査の結果、新型インフルエンザ等が陽性となった時は、以下のとおりとする。

- ① 県庁疾病対策課、健康福祉センター（保健所）に連絡する。
- ② 国立感染症研究所と、確認検査のための検体搬入について調整を行う。
- ③ 直ちに検体を国立感染症研究所に搬送する。
- ④ 国立感染症研究所に、検査結果の判明時間を確認する。
- ⑤ 国立感染症研究所から検査結果の報告を受けた場合には、県庁疾病対策課へ電話連絡するとともに、結果票がある場合には FAX をする。

4) 検査の結果、新型インフルエンザ等が陰性の場合、県庁疾病対策課、健康福祉センター（保健所）に連絡する。

#### (5) 市町村の対応

1) 健康福祉センター（保健所）から連絡のあった市町村は、地区医師会、管轄の健康福祉センター（保健所）と連携し、以下の対応を行う。

- ① 新型インフルエンザ等相談窓口
  - ・ 県からの依頼があった場合は、新型インフルエンザ等相談窓口の設置に協力する。
  - ・ 新型インフルエンザ等相談窓口を設置した時は、住民に対し周知・徹底を図る。
- ② 住民への各種広報媒体による情報提供と標準予防策の徹底を周知する。
- ③ 県対策本部の要請により、学校保健安全法に基づく臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請や特措法第 24 条第 9 項による県対策本部長が行う集会の自粛、外出の自粛等の要請について周知を行う。  
（第 3 章まん延防止を参照）
- ④ その他、健康福祉センター（保健所）からの依頼事項に対応する。  
※市町村における対策本部の設置は、政府が緊急事態宣言を公示後となるが、海外発生期に任意の対策本部の設置を妨げるものではない。



### 3 県内発生早期

海外発生期の対応に引き続き、以下の対応をする。

#### (1) 健康福祉センター（保健所）の対応

##### 1) 新たに発生した患者等に対する対応

- ① 患者が発生した時から入院勧告措置が解除になるまでの間は、原則、本章 2-(1)-3)、2-(1)-4)、2-(1)-5) に準じた対応を行う。
- ② この間、外来受診は帰国者・接触者外来が対応することから、感染を危惧する住民から相談があった時は、症例定義に合致することを確認し、帰国者・接触者外来への受診を勧奨する。(第5章 3-(1)-1) -②-ウ参照)

##### 2) 患者（疑似症患者を含む）発生が確認された場合

感染症法に基づき対応するとともに、管内市町村と連携し次の対応を行う。

- ① 健康福祉センター（保健所）は、市町村等と連携し、県対策本部が発表する県内の患者発生状況等の情報を住民に積極的に提供し、住民の不安の解消に努める。
- ② 感染症指定医療機関、入院協力医療機関における入院患者数及び空床数を随時確認し、県対策本部に報告する。

##### 3) 患者等の増加に伴い、感染症指定医療機関での対応が難しくなった場合には、直ちに入院協力医療機関での受け入れが可能となるよう、管内の入院協力医療機関と調整する。

##### 4) 県対策本部から、濃厚接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬の中止の指示があった場合や従前との対応が変更になったとの連絡を受けた場合には、市町村、関係医療機関等に対し、直ちに周知を行うとともに、必要な調整を行う。

#### (2) 県庁

##### 1) 県対策本部

- ① 新たな患者発生情報、入院医療機関の空床状況、帰国者・接触者外来の設置状況等に関する情報収集を逐次行う。
- ② 新たな患者の発生情報等を以下の関係機関に周知する。
  - ・ 県医師会、関係各課、各健康福祉センター（保健所）、市町村、帰国者・接触者外来、入院協力医療機関、その他の機関
- ③ 県内感染期への移行を踏まえ、地区における臨時の医療施設の準備について、市町村、県医師会、管轄の健康福祉センター（保健所）に対して依頼する。
- ④ 患者発生状況により、休校、集会の自粛、外出の自粛等の行動制限等につ

いて、関係各課と検討・調整する。(第3章2-(3)-2参照)

※緊急事態が宣言されて緊急事態措置を実施する区域となっている場合は、  
新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第48条に  
基づく措置の検討・実施する。

- ⑤ 患者の緊急搬送に関して、消防関係機関等と調整を図る。
- ⑥ 県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の出荷時期を検討する。
- ⑦ 県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の残量等必要な事項について国に報告する。
- ⑧ 国が実施を決定した場合、県職員等へ特定接種を実施する。
- ⑨ 積極的疫学調査の中止時期、入院勧告の中止時期等、国と協議が必要な事項について逐次国と協議する。
- ⑩ 国からの指示により、地域封じ込めを行う場合には、関係機関と調整を図る。
- ⑪ 県としての対応が、従前の対応と変わった場合には、健康福祉センター(保健所)、県医師会等関係機関に対し周知する。

## 2) 疾病対策課

- ① 感染症法に基づき必要な対応を行う。
- ② 必要に応じて、サーベイランスの強化を図る。(第2章参照)

## 3) 関係部局・課

県行動計画に基づき、必要な対応を講ずる。

## (3) 医療機関の対応

- 1) 帰国者・接触者外来については、十分な個人防御をした上で、診療にあたり、  
本章2-(3)-2)に準じて対応する。
- 2) 感染症指定医療機関については、引き続き本章2-(3)-3)に準じた対応を行うが、  
感染症病床及び新型インフルエンザ等患者を入院させるために用意した病床の  
空床状況を管轄の健康福祉センター(保健所)に報告する。
- 3) 入院協力医療機関は、健康福祉センター(保健所)からの求めに応じて、  
入院患者を受け入れる。
- 4) 特定接種や住民接種について知事から依頼があった場合、県医師会は地区  
医師会に対し市町村、健康福祉センター(保健所)と連携し、接種がスムーズに  
行えるよう要請する。

(4) 衛生研究所の対応

- 1) 本章2-(4)-1)に準じる。
- 2) 本章2-(4)-2)に準じる

(5) 市町村の対応

- 1) 本章2-(5)に準じた対応を行う。
- 2) 要援護者に対し、必要な支援を行う。

#### 4 県内感染期

(1) 健康福祉センター（保健所）の対応

- 1) 県対策本部から、県内感染期になった旨の連絡があった場合には、市町村、地区医師会、関係医療機関等と連携し次の対応を行う。
  - ① 帰国者・接触者外来での診療から、一般の医療機関での診療に切替え、帰国者・接触者相談センターを廃止する。
  - ② 住民に対し、標準予防策の徹底など感染対策に必要な情報の周知・徹底を図る。
  - ③ 医療機関へは、原則として入院が必要な重症者以外は、抗インフルエンザウイルス薬を処方し自宅療養を勧奨するよう周知する。
  - ④ 市町村と連携し、在宅の新型インフルエンザ等患者に対し必要な情報を提供するとともに、家族間の感染予防に努めるよう指導する。
  - ⑤ 県対策本部からの指示により、住民に対し外出自粛等の指導を行う。
  - ⑥ 市町村と連携し、利用可能な入院病床等の空床状況を把握する。
  - ⑦ 不要不急な外来受診、救急車の要請を控えるよう住民へ呼びかける。
  - ⑧ 医療機関に対し、従前から診療している慢性疾患等で緊急の受診を要しない患者に対し、薬剤の処方期間を延ばすなどして受診回数を少なくするよう指導する。

2) 積極的疫学調査を終了する。

3) 新型インフルエンザ等患者が新たに発生又は入院した医療機関において、健康福祉センター（保健所）に新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む）発生届（仮）が不要であると連絡する。

4) 必要に応じて、市町村、管内医師会等と在宅の新型インフルエンザ患者に対する往診、訪問看護等に関して調整する。

(2) 県庁

- 1) 県対策本部

- ① 帰国者・接触者外来での診療から一般の医療機関での診療に変更することを健康福祉センター（保健所）、市町村、医師会等関係機関へ周知する。
- ② 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの廃止を決定する。  
必要に応じて、新型インフルエンザ等相談窓口を強化する。
- ③ 利用可能な入院病床を保有する医療機関の空床状況等について把握する。
- ④ 入院病床の確保について、指定公共機関や自治体病院等に要請する。
- ⑤ 県内の患者発生状況について、必要に応じて記者会見を行う。
- ⑥ 患者発生状況を踏まえ、国備蓄抗インフルエンザウイルス薬の供給依頼など国と必要な協議を行う。
- ⑦ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超えそうな場合に、臨時の医療施設における医療提供を検討する。

## 2) 疾病対策課

各種サーベイランスを通常に戻す。（第1章参照）

## 3) 薬務課

抗インフルエンザウイルス薬や感染防御用資材等の適正で円滑な流通、供給の調整を図る。

## 4) 衛生指導課

死者が増加した場合に備え、市町村に火葬場等との調整を依頼する。

## 5) 関係部局・課

行動計画に基づき必要な対応を講ずる。

## (3) 医療機関の対応

- 1) 病状により入院治療の必要性を認めた場合は、重症度に応じた入院対応医療機関等へ受入れを要請する。
- 2) 入院治療の必要性を認めなければ、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬を処方し、自宅での療養を勧奨する。
- 3) 新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む）発生届（仮）は不要になる。
- 4) 入院病床を保有する医療機関
  - ① 入院病床を保有する医療機関で新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、それぞれの医療機関で診療体制に応じて対応する。
  - ② 県内感染早期において、新型インフルエンザ等患者等の入院治療を行って

いない医療機関においても新型インフルエンザ等患者の外来診療を適切に行う。

抗インフルエンザウイルス薬が不足している時は、健康福祉センター（保健所）又は県対策本部にその旨を報告し、供給を受ける。

- ③ 入院病床を保有する医療機関は、患者等の増加に伴い、新型インフルエンザ等入院治療用の病床確保に努める。

#### 5) 新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関

人工透析・がん等の特殊な治療の必要な新型インフルエンザ等患者の治療は、それぞれの医療機関において感染対策を講じた上で実施する。

#### (4) 市町村の対応

- 1) 緊急事態宣言がなされた場合は、市町村対策本部を立ち上げる。

- 2) ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。

- 3) 国、県と連携し、要援護者への支援を行う。（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）

- 4) 不要不急な外来受診、救急車の要請、入院を控えるよう住民へ呼びかける。

- 5) 県対策本部から要請があった場合、健康福祉センター（保健所）と連携し以下のことを行う。

- ① 県の行う外出自粛についての周知。
- ② 住民への各種広報媒体による情報提供と感染対策（マスク、手洗い、うがいの励行）の徹底を周知。
- ③ 患者発生家庭に対する感染予防のための指導。
- ④ 県の行う施設の使用制限の要請・指示についての周知。
- ⑤ 死者が増加した場合には、火葬場等と調整し、可能な限り長時間の稼働を依頼する。
- ⑥ その他、健康福祉センター（保健所）からの依頼事項

#### (5) 県内感染期において医療機関の病床数が不足した場合の対応

- 1) 臨時の医療施設における医療提供体制の確保（第5章3-(2)-1）-③参照）

新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容力を超えた場合は、軽症であっても入院治療が必要な患者に対して、県対策本部は、健康福祉センター（保健所）や市町村など関係機関と連携し、公的研修施設等の宿泊施設において医療を提供する体制を確保する。

① 医療従事者等の確保

ア 県医師会、県看護協会、県薬剤師会等と連携し、必要に応じ医療従事者を訪問させることで、施設内で必要な診療を受けることが出来るようにする。

イ 必要に応じ、知事は臨時の医療施設において従事するよう医療関係者に対し、特措法第 31 条に基づき要請又は指示を行う。

② 臨時の医療施設について

ア 臨時の医療施設の設置においては、特措法第 48 条に基づき設置する。

イ 臨時の医療施設において医療を提供する場として、感染防止や衛生面から、以下にあげる条件を満たす公的研修施設等の宿泊施設等とする。(必ずしも全てを満たす必要はない)

- ・ 多数の患者の宿泊が可能なスペース、ベッド等があること。
- ・ トイレやシャワーなど衛生設備が整っていること
- ・ 食事の提供ができること
- ・ 冷・暖房の設備があること
- ・ 十分な駐車スペースや交通の便があること

5 小康期

1) 県対策本部は、政府対策本部が新型インフルエンザ等の流行が小康期に入ったと公表した場合には以下を実施する。

- ① 国が緊急事態の解除宣言をした場合の市町村、関係機関へ周知する。
- ② 平常の医療サービス体制への速やかな移行の実施。
- ③ 国の要請に応じ、新型インフルエンザ等相談窓口の縮小をする。
- ④ 新型インフルエンザ等流行による被害を把握し、対策の評価・分析をする。
- ⑤ 新型インフルエンザ等第二波への準備を開始する。
  - ・ 抗インフルエンザウイルス薬や医療資器材の追加備蓄など。

6 関係機関等の対応表

	対 応 項 目	対応開始時期				
		未発生期	海外～県内発生早期	県内感染期	小康期	
<b>県</b>						
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部	本部の設置（本部会議は必要に応じて開催）		○	○	○	
	対策に関する情報の一元管理（収集、提供）		○	○	○	
	対策を行うに当たっての関係機関等との調整		○	○	○	
	報道機関への発表		○	○	○	
	国への情報提供と対策の調整		○	○	○	
	対策に関する記録・保存		○	○	○	
	議会への対応		○	○	○	
	新型コロナウイルス等相談窓口の設置の調整		○	○	○	
	帰国者・接触者相談センターの設置		○			
	帰国者・接触者外来開設指示		○			
	入院医療機関の調整（重症度・疾患別）			○		
	臨時医療施設の開設指示			○	△	
	健康福祉政策課	医療体制の整備に関する調整 ・帰国者・接触者外来設置に関する取りまとめ ・入院医療機関の調整（重症度・疾患別） ・臨時の医療施設の設置場所の確保に関する調整 ・原則、新型コロナウイルス等の初診をしない病院の調整（取りまとめ）	○	以後は、対策本部に移行		
新型コロナウイルス対策本部事務局に関すること		○				
指定地方公共機関の指定		○				
新型コロナウイルス等相談窓口の設置			○	○	○	
帰国者/接触者相談センターの設置			○			
その他必要な事項の調整		○				
疾病対策課	新型コロナウイルスに関する情報収集と周知	○				
	感染症指定医療機関・感染症外来医療機関との調整	○	○	○	○	
	帰国者・接触者相談センターの設置		○			
	帰国者・接触者外来設置の調整	○				
	入院医療機関の確保（感染症指定医療機関）	○				
	感染症法に基づく対応 ・疑い例への対応 ・医療機関からの患者届出受理 ・患者等の搬送・移送の調整 ・患者等に対する積極的疫学調査の把握 ・検査に関する調整	△ △	○ ○ ○ ○ ○	△		
	各種サーベイランスの実施	○	○	○	○	
	新型コロナウイルス等相談窓口の準備と設置	○	○	○	○	
	新型コロナウイルス対策Q&Aの作成		○		○	
	研修及び訓練の実施	○	△			
薬務課	抗インフルエンザウイルス薬 ・抗インフルエンザウイルス薬の安定供給の調整 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・備蓄抗インフルエンザウイルス薬の供給体制	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	△ △	
	ワクチンの安定供給に関する調整	○	○	○	△	
	市町村が行う住民接種のワクチンの供給調整		○	○	○	
	PPEの備蓄（臨時の医療施設等用）	○			○	
	医療整備課	医療体制整備に関する調整 ・入院医療機関の調整（重症度・疾患別） ・各病院の空床情報の把握 ・臨時の医療施設開設の事務処理 ・その他医療体制整備における必要な事務処理	○ ○	○ △	○ ○ ○	△ △ ○
健康福祉指導課他		・社会福祉施設等における感染対策	○	○	○	○
		・各福祉施設のリスト作成	○			
		・施設の使用制限の実施についての周知	△		○	△
衛生指導課	広域火葬計画に関すること	○		△		

	対 応 項 目	対応開始時期			
		未発生期	海外～ 県内発生 早期	県内感 染期	小康 期
危機管理課	対策本部事務局 県民の生活・経済の安定に関する庁内総合調整		○	○	○
病院局経営管理課	県立病院における医療体制の整備 ・帰国者・接触者外来の設置 ・入院患者の受入れ ・県立病院における空床状況の把握 ・県立病院医師等による地域へ応援体制の確保 ・原則、新型インフルエンザ等の初診を行わない県立病院 の指定	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
学事課	施設の使用制限に関する施設のリスト作成 私立学校等への県が実施する感染対策の周知 私立学校等への臨時休業等の周知等	○	○ ○	○	
教育庁学校保健安全課	施設の使用制限に関する施設のリスト作成 市町村教育委員会等との連絡・調整 管轄学校の臨時休業等の実施	○	○ ○ ○	○ ○ ○	
消防課	救急車による患者搬送の調整		○	○	
健康福祉センター（保健所）					
	地域健康危機管理推進会議等による地区会議の実施	○	○	○	○
	新型インフルエンザ等相談窓口の設置		○	○	△
	帰国者・接触者相談センターの設置		○		
	医療体制の整備 ・帰国者・接触者外来設置の調整 ・入院医療機関・病床確保に関する調整 ・患者発生時の医療体制状況の調査 ・原則、新型インフルエンザ等の初診をしない病院の調整 ・臨時的医療施設の設置に関する事務（開設届等）	○ ○	○ ○	○ ○	
	感染症法に基づく対応 ・患者の搬送・移送 ・検査用検体の衛研への搬送 ・積極的疫学調査		○ ○ ○	△	
	広報活動 ・住民に対する各種情報提供 ・帰国者・接触者外来に関する広報 等	○	○ ○	○	○
	抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬	○	△		
	予防接種に関する体制整備 ・特定接種の接種対象者の把握（センター職員等） ・特定接種の実施（県庁出先機関） ・住民接種への協力	○	○ ○ △	△ △ ○	○
衛生研究所					
	・検査体制の整備	○	○		
	・PCR等検査の実施		○	△	△
市町村					
	医療体制の整備の協力 ・臨時的医療施設の設置場所の確保の協力	○		○	
	広報活動 ・新型インフルエンザ等相談窓口の設置 ・住民に対する各種情報提供 ・帰国者・接触者外来に関する広報	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	予防接種に関する体制整備 ・特定接種の調整、実施（市職員等） ・住民接種の体制の整備 ・住民接種の実施	○ ○	○ ○ △	△ △ ○	△ ○
	要援護者に対する支援 ・支援方法の確立 ・支援の実施	○	△	○	△
	火葬場の運営に関する調整		○	○	
	職員等が使用するPPEの備蓄	○			△
	消毒薬等の備蓄	○			○
	その他、県、健康福祉センターから要請があった事項	○	○	○	○
病院					
	感染症指定医療機関 ・PPEの備蓄	○			△



	対 応 項 目	対応開始時期			
		未発生期	海外～ 県内発生 早期	県内感 染期	小康 期
	・帰国者・接触者外来の設置 ・入院患者の受入れ		○ ○	○	
	感染症協力医療機関 ・PPEの備蓄 ・入院患者の受入れ	○	○ △	○ ○	△
	自治体病院（感染症協力医療機関除く）及び指定公共機関（医療機関） ・PPEの備蓄 ・県内感染期における入院患者の積極的な受入れ	○		○	△
	その他の病院（診療所） ・PPEの備蓄 ・県内感染期以降の新型インフルエンザ等の診療 ・県内感染期以降の入院患者の受入れ	○		○ ○	△
<b>県医師会</b>					
	新型インフルエンザ等相談窓口の設置		○	○	△
	県・市町村が行う予防接種への協力		○	○	○
	臨時の医療施設への医師の派遣協力			○	
	会員等に対する各種情報の提供	○	○	○	○
<b>検疫所</b>					
	疾病対策課・健康福祉政策課・健康福祉センター・市町村・医療機関等との連携	○	○	○	△
	疾病対策課・健康福祉政策課・健康福祉センター・市町村・医療機関等との訓練	○			
	患者発生等に関する情報の早期提供	○	○	○	△
<b>指定（地方）公共機関</b>					
	・業務計画の作成 ・新型インフルエンザ等発生時の業務の継続	○	△	○	△